商品名	かわしん「災害復旧支援資金」
ご利用 いただける方	○令和元年台風19号による災害により被害を受けた方(個人に限ります)
	○当金庫の会員の資格を有する方(詳しくは <u>かわしんの営業地区</u> をご覧ください。)
	※融資残高(貸越契約が有る場合は極度額を含みます)が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となって
	いただきます。
	○お借入時の年齢が満20歳以上の方
	〇安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方
	○個人信用情報照会で事故のない方
	○反社会的勢力に該当しない方
お使いみち	○被災からの生活再建にかかる資金 ※なだ! 東業性の答合にはご利用いただけなせ!
	※ただし、事業性の資金にはご利用いただけません。 ○300万円以内
ご融資金額	※ただし、ご年収の範囲内となります。
ご融資期間	※たたし、こ午収り製造されるよります。 ○5年以内(据置期間1年以内)
	○固定金利 年0.500%
ご融資利率	○ □ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
ご返済方法	
保証人・担保	○原則、必要ありません。 - ○ 本学は対
手数料	○手数料
	・新規実行手数料 無料 ## 15 15 15 15 15 15 15 1
※手数料は	・繰上返済手数料 5,500円 ・その他変更手数料 5,500円
消費税等込	*でい他変更子数科 5,500円 ※ご返済の条件等を変更する場合、手数料が必要となります。
苦情処理措置紛争解決措置	※こ返得の未行寺を変更する場合、子数付が必安となりより。 ○苦情処理措置
	本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日および12/31~1/3 を除く)に営業店またはリスク統括部
	(午前9時~午後5時、電話番号:0120-119-034) にお申し出ください。
	東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話
	番号:03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも
	可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日(土・日・祝日および 12/31~1/3 を除く)に、上記リスク
	統括部または全国しんきん相談所(午前9時~午後5時、電話番号03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(午前
	9 時~午後 5 時、電話番号:03-5524-5671) にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセ
	スに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法
	(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三
	弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	○ご用意いただく書類
	・公的機関発行の顔写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
	・健康保険証 ・年収確認書類(公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書、給与明細書、年金振込通知書等)
	• H ₉ 990112円音 • その他
	○取扱期間
	・2020年1月31日(金)迄(取扱期間中の申込受付分まで可)

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、本商品の詳細、ご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。

☆利率については、金融情勢その他の事情により予告なしに取扱いを見直し、または、中止する場合があります。